



主権者教育



12月3日(木)の5~7時間目に3学年対象の主権者教育を行いました。
 福島県選挙管理委員会事務局の佐藤広太氏と渡部智康氏にお越しいただき、
 選挙に関する事前学習をし、専門学生3名による模擬演説のDVDをあとに、
 模擬投票を行いました。



「選挙権」と「被選挙権」

「選挙権」…みんなの代表を選挙で選ぶことのできる権利。18歳になると選挙権が与えられる。

「被選挙権」…ある年齢になると、選挙に出てみんなの代表になる資格を得られる。

どちらも、私たちみんながよりよい社会づくりに参加できるように定められた、大切な権利です!

選挙権年齢の引き下げ

18歳選挙権は、日本において公職選挙の選挙権年齢を「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げる法改正・選挙制度改正です。

2015年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公布されました。

2016年6月19日に施行され、同年6月22日から適用されることとなりました。

選挙権年齢の引下げにより、若い世代が政治に関心をもち、積極的に政治に参加することが期待されています!

海外の選挙権年齢

現在海外では「18歳以上」が主流です。国立国会図書館の調査(2014年)では世界の191の国・地域のうち、9割近くが日本の衆議院に当たる下院の選挙権年齢を「18歳以上」と定めています。

例) アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアでも18歳以上

やってみよう!選挙クイズ! ※答えはこのページの右下にあります

Q1 一番に投票所に着いたらできることは?

- ①投票箱の中を見ることができる ②一番に到着した証明書がもらえる ③違う色の投票用紙で投票できる

Q2 病気や怪我などで投票用紙に字を書けない時はどのように投票するでしょうか?

- ①投票はできない ②家族の方が手伝うことができる ③投票所の係の人が手伝ってくれる

Q3 実際に選挙権を行使(投票)するには「選挙人名簿」という名簿に登載されることが必要になります。

「選挙人名簿」はある情報をもとに作成します。それは何でしょう?

- ①住民基本台帳 ②運転免許証 ③マイナンバーカード



模擬投票の様子

「未来の福島県知事選挙」と題し、
 「あさか開成高校投票区投票所」で模擬
 投票をした3年生たち。

教室に受付や記載所、投票箱などを設
 置し、本格的な投票所のように、「緊張した!」
 という生徒もいました。

最後は選挙管理委員会の生徒たちが開票
 し集計をしました。

選挙クイズの答え Q1→① Q2→③ Q3→①